司法修習と修習生の現状

その1

修習中に得た知的・人的財産が弁護士としての財産の一部になっていると感じる瞬間を経験したことのある人は多いだろう。司法修習は、今、人数増加、期間短縮並びに現行及び新制度の併存など様々な課題に直面している。新しい修習制度は、LIBRAでも特集してきたところであるが、2年制法科大学院卒業生が弁護士となり、また3年制の卒業生が修習生となった今、修習制度の現状を客観的に直視し、当会として取り組むべき課題は何か、改めて認識すべき時期ではないか。2ヶ月にわたり、修習制度と修習生の現状を特集する。

CONTENTS

〈その1〉

- 1 司法修習の現状と課題
- 2 新規登録弁護士による修習実態の報告
- 3 採用側から見た修習と修習生

〈その2〉*8月号掲載予定

- 1 個別修習
- 2 個別指導担当体験記
- 3 覆面座談会:修習と修習生の現状を語る

司法修習の現状と課題

司法修習委員会委員長 藤原 浩(33期)



1 はじめに

2006 (平成18) 年11月27日から,法科大学院を 卒業し新司法試験に合格した約1000名の新60期に 対する新修習が開始された。これと併行して現行司 法試験に合格した現行60期約1500名に対する現行 修習も実施されたため,司法修習の現場では,2006 (平成18) 年末の段階から,新と現行併せて一挙に 2500名もの修習生を受け入れる状況となった。司法 修習の現場では,3000名時代は既に到来していると いうのが偽らざる心境である(図1参照)。 本年度(2008年) も,移行期として,4月から開始される現行62期約250名と,11月末から開始される新62期2100名~2500名との最大2750名に対する司法修習が予定されている。

当会に配属される修習生も,現行62期は28名×2回の56名,新62期は最大62名×4回の248名と予定されており,当会だけで300名を超える修習生を受け入れなければならない(このほかに,前年度から継続の現行61期,新61期の修習生も加わる。図2参照)。

本稿では,移行期を迎えた司法修習の現状と,多 くの修習生を受け入れなければならない当会の課題 等について触れることとする(なお,司法修習の新制度については,川合善明会員執筆のLIBRA2007年1月号「司法修習制度の現状」が詳しい)。

2 移行期における司法修習

新修習も始まり、司法修習制度は新たな時代を迎えた。移行期における司法修習がどのように変わったのか、新修習の概要を中心として、簡単に紹介しておく。

(1) 修習期間の短縮

周知のとおり、新修習は1年間(実務修習2か月×5=10か月、集合修習2か月)だが、現行修習も1年4か月(前期後期各2か月、実務修習3か月×4=1年)に短縮された。11月末から翌年11月末までが新修習(登録は12月)で、4月中旬から翌年8月中旬までが現行修習(登録は9月)となった。

(2) 現行修習の運命

現行修習の修習期間は1年4か月に短縮されたが、この現行修習も2011(平成23)年の65期が最後となり、66期以降は新修習に一本化される(図1参照)。テレビ放送も、地上波アナログ放送と地上波デジタル放送が2011(平成23)年に地上波デジタル放送に一本化されるが、現行修習も地上波アナログ放送と同様の運命をたどることになる。

(3) 前期修習のない新修習

新修習では,修習生は法科大学院において実務と の架橋を強く意識した実務導入教育を受けるとの前 提から,司法研修所での前期修習は予定されておら

図1 司法修習生の人数の推移

第58期(平16)	約1200名					
第59期(平17)	約1500名					
第60期(平18)	現行	約1500名	新	約1000名		
第61期(平19)		約550名		約1800名		
第62期(平20)		約250名		(2100~2500名)		
第63期(平21)		(約200名)		(2500~2900名)		
↓		:		: :		
第66期(平24)				(約3000名)		

※括弧内の人数は,司法試験委員会が公表した合格者数(目安)である。

図2 東弁における修習生配属のスケジュール

		現行	61期	新	f61期	現	.行62期		新62期
	1月		CD班		甲班				
	2月		35名	X	42名				
					乙班 45名				
	3月	•		Y	10 1				
	4月			1	丙班	(修	(習開始)		
	5月			\	43名				
2 0 0	6月				丁班				
8年	7月			•	44名		AB班		
	8月	(二国	回試験)				28名		
	9月					♦			
	10月			選	樣択型修習 174名				
	11月			<u>+</u>	回試験)			(1	多習開始)
	12月					1		1	* 甲班 62名
	1月						CD班 28名		,
2	2月							1	乙班
2 0 0 9	3月					*			62名
年	4月							1	入 丙班
	5月								62名 7

*図1,2は執筆者作成

ず,直ちに実務修習から司法修習を開始する。新60期では,前期修習に代わる導入研修(4週間)が司法研修所で実施されたが,昨年11月末からの新61期では,導入研修もなく,直ちに実務修習開始となった。この点については,法科大学院での実務教育の内容にばらつきがあり,導入的研修もないまま,効果的な実務修習ができるのかと危惧する声も多い。このため,当会も,新61期から,各弁護実務修習の冒頭に,民事弁護,刑事弁護の実務に関する研修合宿を,1泊2日で実施することとなった。

(4) 出張講義

新修習では前期修習はなく、司法研修所では、後期修習に相当する集合修習2か月が実施されるだけである。新60期には導入研修が実施されたが、新61期以降は導入研修もないため、これに代わるものとして、教官が実務修習地に出張して講義をするという出張講義の制度が開始された。とはいえ、出張講義で前期修習や導入研修と同じ内容を維持することなど不可能であり、当会も、上記の冒頭研修合宿などを通じ、修習生に対する弁護実務基礎教育の補完を実施している。

(5) 選択型実務修習

新修習では、選択型実務修習という新たな制度が 導入された。分野別実務修習を一通り修習(2か 月×4)した後、修習生各自が、その実情に応じて 主体的に修習内容を選択、設計する実務修習で、そ の期間は2か月である。修習生は、弁護修習で配属 された弁護士事務所をホームグラウンドとし、弁護 士会、裁判所、検察庁が用意した修習プログラムの 中から修習したいものを選択して修習計画を立てる というものである。分野別実務修習の深化と補完を 図るとともに、分野別実務修習では体験できない領域での修習プログラムも用意されているが、多くの配属庁会では、修習生にどのような修習プログラムを提供すべきか頭を悩ませているところである。

当会では、本年9月22日から始まる新61期の選択型実務修習において、11の委員会、4の法律研究部、1の公設事務所の協力を得て、19の修習プログラムを提供する予定である(図3参照)。

(6) 集合修習

新修習では、現行修習の後期修習に相当するものとして、司法研修所での集合修習が、分野別実務修習の終わった段階で2か月間実施される。修習生は、この集合修習で初めて修習記録(白表紙)を用いた起案、添削、講評というお馴染みの指導を受ける。もっとも、新61期以降は、修習生全員を研修所に集合させることが物理的にも不可能なため、修習生を、8月・9月に集合修習をするA班(東京・大阪・さいたまでの修習組)と、10月・11月に集合修習をするB班(A班以外の修習組)に分けて実施される。A班が司法研修所で集合修習を受けている間、B班は実務修習地で選択型実務修習を行う。そして、A班、B班の各集合修習が終わった直後の11月後半に、二回試験が実施される。

当会に配属された新61期の修習生は、7月まで分野別実務修習を行い、8月・9月は司法研修所で集合修習を受け、再び当会に戻り2か月間の選択型実務修習を経た後、二回試験を受けるという変則的なスケジュールとなる(図2参照)。

(7) クラス編成

新修習では、研修所のクラスは、修習地毎に編成 されることになった。これまでのように、全国各地

図3 新61期向け東京弁護士会提供予定選択型実務修習プログラム

	実施日(実施時間は未定)	募集人員	プログラム名	募集条件		
1	9/22~10/3 (第1または2週)	20	子どもの人権(虐待,学校問題,非行)			
2	9/22~9/26(第1週)	6	都市型公設事務所(刑事弁護)	※複数回履修不可		
3	9/29~10/3(第2週)	6	郁川空公议事务州(加事升渡 <i>)</i> 	次後数凹度		
4	9/24~9/26(第1週)	30	差別と闘う,生活を守る~人権侵害の現場から			
5	9/22~9/26(第1週)	20	法律相談の実際及びロールプレイ			
6	9/29~10/3(第2週)	20	民事介入暴力			
7	9/29~10/3 (第2週)	10	- 知的財産関係の実務	新司法試験において知的財産法を選択		
8	10/14~10/17 (第4週)	10	加切別住国际以来符	した者に限る。※複数回履修不可		
9	9/29~10/3 (第2週)	10	倒産法実務			
10	10/6~10/10 (第3週)	10	成年後見制度と弁護士業務			
11	10/6~10/10 (第3週)	30	消費者問題実践			
12	10/10 (第3週)	10		※複数回履修不可		
13	10/24 (第5週)	10	数十リアが、 手が八	○ 「友女」回復「修介`申」		
14	10/14~10/23 (第4•5週)	50	民事模擬裁判			
15	10/14~10/17 (第4週)	20~30	犯罪被害者の心理と支援			
16	10/14~10/17 (第4週)	10	公害•環境			
17	10/20~10/24 (第5週)	10~15	刑事弁護			
18	10/30~10/31(第6週)	20	医療過誤訴訟の実務			
19	11/4~11/7 (第7週)	20	独占禁止法の実務			

*司法修習委員会の資料をもとに編集会議で作成

に配属された修習生でクラスが編成されることは予定されていない。修習生は、同じ修習地の場合、同じクラスになる可能性が高い。教官も、A班とB班の2クラスを受け持つ。例えば、東京・さいたまのクラスと、札幌・旭川・釧路のクラスを受け持つことになり、前記(4)の出張講義も、修習地が同じであるクラスの修習生を対象として実施される。

(8) 二回試験と卒業

二回試験は、新・現行とも、修習期間の最後の 1週間に5科目の筆記試験が実施され、口述試験は 廃止された。移行期の間、二回試験は、現行組の8月 と、新修習組の11月との年2回実施される。なお、 移行期を迎え、従前の追試制度は廃止され、不合格 者はその後に実施される二回試験に再度チャレンジ (落ちた科目だけでなく、5科目すべてを受験) する こととなった。

3 東弁における弁護実務修習の体制

前記1のとおり、当会には、新・現行と間断なく、300名を超える修習生の配属が予定されている(図2参照)。これに対応するため、当会司法修習委員会も委員数が100名を超える大所帯となっている。本年度は、11名の副委員長のもと、配属される修習生を

班毎に二つのグループに分け、各グループを6~7名の委員(修習幹事)で担当する予定である。また、新修習の選択型実務修習も、副委員長と数名の修習幹事で修習プログラムの提供等を担当している。

そして、弁護実務修習では、配属先事務所での個別修習が中心となるが、修習生受け入れの申出数が極端に不足しており、司法修習委員会及び事務局では、個別指導担当弁護士の確保のために日々奔走しているというのが実情である。本年5月7日現在で、62期に対する個別指導担当の申出は51名に過ぎず、このままでは、約300名の62期修習生について、配属先事務所が決まらないという事態も危惧されるところである。

4 直面する問題点

前記のとおり、当会では、配属される修習生の数に対応できるだけの個別指導担当弁護士を確保できていないという点が最大の問題点である。定例の委員会では、個別指導担当弁護士の不足問題が毎回議論され、修習生の配属先事務所の決定は常に綱渡りの状況にあるといってよい。

5500名もの会員数を有する当会において、300名の修習生の配属先事務所の確保に窮するという点は、地方会では到底理解してもらえない。地方会では、実働弁護士の半数以上にも相当する修習生が配属される例もある。配属先事務所の確保の点は、当会において万難を排して取り組まなければならない問題である。

また、新修習では、前期修習がなく、実務修習期間も2か月と短縮されている。こうした新制度の中で、質を落とすことなく必要とされる数の法曹を育

てることは極めて困難な課題である。法科大学院に おける実務教育の内容にも相当のばらつきがある。 このため、司法修習委員会においても、起案を中心 とした補完的な弁護修習の実施に向けて、プロジェ クトチームを作り、検討しているところである。

さらに、修習期間の短縮や修習生の数の増加に伴い、刑事事件や保全・執行事件について十分な修習ができないとの問題も多く指摘されている。

5 おわりに

移行期を迎えた司法修習も、実務修習を中核としつつ、司法研修所での集合修習が予定されており、従前の司法修習とその本質は変わっていない。そして、新修習では、臨床教育としてより重要な個別修習に集中して指導を行うことが要請されている。その意味からも、実務家の個別的指導の下、事件処理の実際を学ぶ個別修習を可能な限り充実させることが何よりも必要である。

しかるに、当会における弁護実務修習の現場は、個別指導担当弁護士の確保にすら窮するという「お寒い限り」の状況にある。このような状況を打破し、実りある司法修習を実現することが我々司法修習委員会に課せられた使命であると認識している。そのためには、個別指導担当弁護士の確保の点が焦眉の急である。原則として、弁護士実務の経験が7年以上あれば、個別指導担当弁護士の委嘱基準を満たす。少しでも修習生の指導に関心のある会員の方には、是非とも、本誌とともに送付した個別指導担当弁護士申出書(第62期用)に記入の上、当会(司法調査課)に提出していただきたい。会員各位のご協力を切にお願いする次第である。

新規登録弁護士による 修習実態の報告

修習報告-1





1 実務修習について

修習のハイライトである実務修習を中心に、現行60期(旧60期)の修習生活について報告する。

(1) 弁護修習

ア 奥野総合法律事務所での修習

第1クールの弁護修習は、東京駅の八重洲口に程近い奥野総合法律事務所で始まった。指導担当の藤田浩司先生は、真っ先に「修習生はできるかどうかなんて気にせずにとにかく一生懸命やるのが一番大事だよ」と力いっぱい言ってくださった。この言葉は、それまで抱えていた不安を吹き飛ばし、その後の1年間の実務修習に全力で取り組むきっかけとなった。

修習中は、藤田先生と共にクライアントとの会議、 裁判、調停、債権者集会に出席しただけでなく、株 主総会、取締役会、店長会議、会派の夏季合宿等に 参加させていただいた。裁判では、3度も証人尋問に 立ち会うという幸運に恵まれ、そのうちの1件につい ては、ゼロから証人尋問事項書をドラフトし、数度の 証人テストを経て証人尋問の日を迎えたため、自分が 証人尋問をするような緊張感を持って本番を迎えた。 また、福島、会津若松、京都等の地方出張を伴う期日 やクライアントの工場見学, クライアントとのハイキングにも連れて行っていただいた。出張やハイキングの夜には, 食事や会話を通じて, クライアントとの信頼関係が深まるのを感じることができた。その他にも多くのことを経験したが, 奥野善彦先生が代表取締役を務める整理回収機構を訪問して会社を再生させるためのマインドを伺ったことが特に印象に残っている。

3ヶ月の修習の間に、約20人の事務所の全ての先生と仕事をさせていただいた。修習の最後には、知床への事務所旅行にも連れて行っていただき事務所の一員になったように感じていたので、弁護修習最後の日には事務所を離れがたく、不覚にも涙を流してしまった。

イ 渡邊先生との刑事事件

弁護修習のある日,藤田先生から,指導協力弁護士である若林・渡邊法律事務所の渡邊英城先生が,公判前整理手続に付された刑事事件をやってみないかと声をかけてくださっているという話を伺った。非常に貴重な機会だったので二つ返事で一緒にやらせていただきたいとお願いをした。

公判前整理手続の期日が短期間に集中しており、 その間に提出書面を作成し証拠の収集を行う必要が あったため、予想以上に慌しい毎日が始まった。罪名 は強姦致傷で、被告人は強姦の犯意を否認している という事案であったため、事件が発生した現場に何度 か赴き、写真やビデオなどの様々な証拠を作成した。 また、合意書面、証拠開示請求書、予定主張記載書面、 尋問調書等を渡邊先生の丁寧かつ厳しいご指導を受 けてドラフトした。渡邊先生は、法廷でも随時私の意 見を聞いてくださったが、その場で的確な意見を述べ ることの難しさを実感した。このような書面や証拠の 作成、数度の接見、公判前整理手続、法廷などの手続 を通じ、そして何よりも熱血漢である渡邊先生のご指 導を通じて, 主体的に事件に関わることができた。

判決では弁護人の主張は全て斥けられ被告人に対 し実刑判決が言い渡された。ほろ苦い結果ではあった が、全力で最善を尽くしたという思いから悔いを感じ ることはなかった。

ウ 司法修習委員会

弁護修習中の忘れられない一大イベントとして模 擬裁判も挙げられる。第1クールで修習生同士に余り 面識がなかったこともあり、ぎごちないスタートだっ たが、修習委員の養毛良和先生が「勝たなきゃ!」と 叱咤激励してくださり、同じく委員の西村太郎先生 が根気強く我々の話合いを見守ってくださったため に、自覚が芽生え次第に夢中になった。全員がそれ ぞれのパートの証人尋問を担当したが、私はもう1人 の修習生とともに、最終準備書面の作成も引き受け ることにした。模擬裁判当日の証人尋問は大いに緊 張したが、無事に勝訴を得ることができ、達成感を 感じることができた。

(2) 裁判修習

ア 刑裁修習

第2クールの刑裁修習では,裁判官5人に対し修習生が3人しか配属されなかったこともあり,非常にきめ細やかなサポートを受けることができた。基本的に全件を傍聴し,実際に傍聴した案件の中から判決全文を起案した。事件数も少なくなかったため,私は合議事件を2件,単独事件を7件(うち否認事件4件)起案した。また,合議事件では,判決とは別に量刑の相場や法的問題のリサーチ結果をまとめた合議メモを作成して合議に臨んだ。合議では,裁判官も修習生だからといって意見を軽んじるようなことはなく真剣に議論をしてくださった。

全件傍聴を行うと、夜に起案をしなければならない

ので、裁判官が残っているぎりぎりの時間まで起案を する日も少なくなかったが、同じ部の修習生と互いの 事件について議論をしながら起案をしていたので、 毎晩楽しく起案をしていた。また、何度となく部長を 始めとする裁判官や主任書記官とお酒を飲んだことも 楽しい思い出である。

イ 民裁修習

第3クールの民裁修習では、傍聴の件数は定められていなかったが、部長の和解の落としどころや人間味あふれる説得方法がすばらしかったため、できるだけ和解期日に立ち会うようにした。

起案については、判決全文を2件、主要な争点とその結論及び判断過程を記載したサマリージャッジメントを7件、和解案を1件起案した。個人的に医療事件に興味があったことから、他の部に係属していた医療事件についても起案させてもらった。

部長は、非常に面倒見の良い方で、空いた時間に 行政庁時代の色々な話をしてくださっただけでなく、 裁判所内の新聞記者と話をする機会を設けてくださ ったり、知人の弁護士とお食事をする機会を設けてく ださるなどした。また、深夜まで、有楽町のガード下 で修習生と将来のことを語り合ってくださったことも 珍しくなかった。部長から任官のお誘いを受けたとき には最後まで迷ったが、結果的に弁護士として法曹の 人生を全うする決意を固めた。

(3) 検察修習

東京修習においては、捜査で2件の在宅事件と1件の身柄事件を3人1組のチームで担当することとされていた。地方修習と比べて件数が少なく事件規模も比較的小さいが、どんな事件であっても取調べは全人格を賭けて行う必要があり、責任の重さを痛感しながら行った。

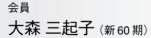
2 後期修習

後期は起案が多く忙しい毎日であった。実務修習中, 二回試験に照準をあわせた勉強などは特にしていなかったが,実務修習を経て事実認定力や記録を読む力などが伸びていた上,実務修習で経験した実際の事案や模擬裁判で勉強した事案が参考になることも多々あり,試験に対しては格別不安を感じることはなかった。

3 修習を振り返って

以上のように、私の修習は多くの方のお陰で非常に 充実していた。お世話になった方々に恩返しできるよ うに弁護士会の活動も含め、全力で仕事に取り組ん でいきたい。

修習報告-2





1 新60期の修習スケジュール

私たち新60期は、法科大学院においてある程度の 実務教育を受けている「はず」という理由から、修習 期間は1年間とされた。

最初に司法研修所で1ヶ月間の導入研修,その後各 修習地での実務修習(民裁,刑裁,検察,弁護の各 分野別実務修習及び選択型実務修習),最後に再び研 修所において,二回試験を含めて2ヶ月間の集合修習 が行われた。

1年間にこれだけのものを詰め込んだ結果,分野別 実務修習の1クールは7週間強であった。

2 導入研修

導入研修は,新60期だけに設けられ,新61期では 既に廃止されている。

各科目1~2回の起案をしたことにより、研修所の 教育方法を実感し、二回試験のイメージを持って実 務修習に臨むことができたのは、非常にありがたかった。

研修所でのクラスは修習地ごとにまとめられており、私は東京修習と熊本修習の修習生からなる3組であった。熊本修習組は、研修所でも熊本でも一緒で、非常に結束が固くなったようである。一方、私たち東京修習組は、研修所では1組から6組までに分けられ、実務修習では研修所のクラスと関係なく4班に分けられたため、たくさんの人と仲良くなることができた。

3 検察·裁判修習

(1) 検察修習

私は東京修習2班で,分野別実務修習は検察修習 から始まった。 東京地検では、新60期は修習期間が短いことから、 分野別は捜査部での修習だけ、公判部での修習を希望するなら選択型修習で、ということになっていた。 3人のチームに3件の在宅事件が配点され、身柄事件は希望者(=検察官志望者)のみに配点された。

将来刑事弁護に携わりたい者にとっては,不十分 な修習であったと言わざるを得ない。

(2) 民裁修習

第2クールの民裁修習は、配属部によって、起案と 傍聴の配分がさまざまだったようである。起案につい ては、修習期間の短さを考慮して、判決全文の起案 だけでなくサマリーや簡単なリサーチペーパーの起案 をするなどの工夫がされた。

私が配属された民事17部は、期日は全件傍聴、起案も頑張れ、という方針だったので、昼間は傍聴、夜は起案という日々であった。裁判官が期日後に弁護士のダメ出しをするのを興味深く聞いたことや、昼休みにドラクエのように1列に並んで地下の食堂に行ったことが、懐かしく思い出される。

1つの事件について多くても2回しか期日を傍聴できず,裁判経過を追うことができなかったのは残念であったが、充実した修習であった。

(3) 刑裁修習

第3クールに私が配属された刑事11部では,修習生が起案するのに適した過去の事件の記録を用意してくださったり,裁判官が交代で刑事手続の勉強会を開いてくださったりしたので,短期間で効率よく修習の成果をあげることができた。

一番印象深かったのは、世間を騒がせた誘拐事件 の合議に参加させていただき、重大事件の量刑を決め ることの難しさを感じたことである。

4 弁護修習

(1) 弁護士会の研修

弁護修習は、最後の第4クールであった。

第4クールは6月8日(金)から7月31日(火)で、 弁護士会での研修として、初日にガイダンス、合同 講義「弁護士会の運営」、開始式、懇親会、6月22日 (金)~23日(土)にねむの木学園を見学する社会 修習旅行、7月20日(金)に民事ゼミナール及び刑事 ゼミナール、最終日に合同講義「弁護士のあり方」、 終了式、懇親会があった。

また、第4クール中に夏期合同研究があり、私は、 午前中は第2分科会「高齢者・障害者の消費者被害」 に、午後の全体討議と夜の懇親会に参加し、勉強に なり、かつ、楽しい1日を過ごした。

(2) 配属先

私が配属された酒井幸法律事務所は、酒井先生がお一人でなさっている事務所で、業務内容は、家事事件と民事事件が半々くらいであった。東弁では、女性の指導担当弁護士も多いので、女性の修習生は女性の指導担当弁護士につける、あるいは女性弁護士のいる事務所に配属するという、配慮をしてくれている。

酒井先生からは、弁護士業務に関すること以外に も学ぶところが多く、尊敬できる指導担当弁護士に 恵まれて、私は本当に幸運だった。

(3) 配属先での修習内容

刑事事件は、私のために国選事件を1件取っていただき、接見への同行、被告人質問の質問事項の作成、 弁論要旨の起案をした。弁論要旨には酒井先生がたくさん加筆してくださり、有利な情状をたくさん拾って適切な言葉で表現することを教えられた。窃盗事件 であったが,盗品の一部を否認した部分が認められ, 判決の理由がほとんど弁論と同じであったことが,と てもうれしかった。

民事事件は、ちょうど訴訟提起や調停の申立てをする事件があり、離婚の訴状や損害賠償請求の訴状、調停申立書等を起案した。訴訟提起の準備にあたっては、段取り良く仕事を進めることを教えられた。係属中の事件の準備書面の起案とそのための判例調査や、証拠申出書の起案もし、期日にも同席した。また、酒井先生が調停委員を務める調停の期日にも同席し、常に丁寧な酒井先生のお仕事ぶりを見せていただいた。

そのほかに,酒井先生の日弁連の委員会活動の関係で,裁判員マンガの作成のための府中刑務所見学に同行させていただき,刑務所の食事の味見をしたら思いのほかおいしかったのは、楽しい思い出である。

(4) その他

司法修習委員会の勝野めぐみ先生が当番弁護士の時に,接見に同行し,テキパキと手際良く必要事項を 聴取したり説明したりするのを拝見させていただいた。

執行、保全、少年事件があれば同行したいというお 願いもしていたが、事件がなかったようで、お呼びが かからず、残念であった。

5 選択型実務修習

(1) 東弁のプログラム

選択型実務修習は8週間であったが、東弁からは、 14種類、19のプログラムが提供された。私は、以下 の2つのプログラムを選択したが、いずれも、担当さ れた先生方の熱意が感じられる、充実した内容のもの であった。

(2) 「差別・悲しみを乗り越えて〜私たちはこう生きた〜(人権侵害の現場から) |

人権擁護委員会主催のこのプログラムは3日間で、 1日目に国立ハンセン病資料館(多磨全生園),2日目 に桶川ストーカー殺人被害者宅を訪問し、3日目に は、未決収容者に対する医療の実態、米軍基地と人 権問題についての講演を聞いた。

考えさせられることが多く心身ともに疲れる3日間であったが、心に得たものは大きかった。

(3)「犯罪被害者の心理と支援」

犯罪被害者支援委員会主催のこのプログラムは5日間で、犯罪被害者支援総論のビデオ視聴、岡村勲弁護士の講演、ストーカー・DV・PTSDについての講義、被害者参加・損害賠償命令についての講義とDVD視聴、被害者支援都民センター見学、事例研究の講義、電話相談ロールプレイ、少年非行による被害者についての講義、ディベート、懇談会、という盛り沢山な内容であった。

実践的で、実務に役立つプログラムで、刑事弁護 と犯罪被害者支援の関係について、考えさせられた 1週間であった。

6 集合修習

集合修習の内容は、各科目2~3回の起案と演習であった。

演習の準備に思いのほか時間を取られ,二回試験の勉強の時間が確保できないことに焦ったりもしたが,今思えば,グループ内での議論等は大変勉強になったと思う。

慌しく忙しかったが、楽しい1年間であった。

採用側から見た修習と修習生

報告-1

司法修習委員会委員 小杉 公一(38期)



1 新規登録弁護士と法科大学院教育

司法制度改革による新しい法曹養成制度のもと、 昨年度(2007[平成19]年度)は、新旧合わせて 約2050名が弁護士として登録し、今年度もこれと 近い数の新しい弁護士が誕生することになる。昨年 度の新規登録弁護士のうち、約840名は法科大学院 の第1期修了生(新60期・既修者)であり、今年 度は、いよいよ、いわゆる未修者クラスの修了生が 法曹として巣立つ。

司法修習の観点からみると、現行修習は、期間 こそ1年4か月(前・後期各2か月、実務修習各3 か月)に短縮されたものの、司法研修所での前期 修習が行われている点において、われわれが育っ てきた旧来の修習とあまり違いはないように思わ れる。したがって、勤務弁護士として採用する側 もさほど違和感なく受け入れることができたよう である。

これに対し,新修習においては,司法研修所での 前期修習は行われず,修習は,いきなり実務修習 からスタートする(新60期では前期修習に代わる 導入研修が司法研修所で約1か月間行われたが、新 61期以降は実施されない)。いうまでもなく、これ は、新制度の法科大学院では、終了時に「司法試験 後直ちに実務修習に入れるレベル」になっていると の前提に立っているからにほかならない。しかも、 修習期間はわずか1年(実務修習・選択型実務修習 各2か月、集合修習2か月)に過ぎない。

はたして、このような修習を終えただけで、新規登録後、弁護士として無事、業務をこなしていけるのだろうか? 採用して大丈夫なのだろうか? といった不安の声が、昨年来、採用する側の弁護士から上がったのも当然であるといっていいだろう。

2 新 60 期の新規登録弁護士に対する評価

実際に新60期の新規登録弁護士を採用した事務所や弁護士の彼らに対する評価はどうであろうか。私は、たまたま、過去2年間、司法修習委員会の副委員長として、修習生と個別指導担当弁護士の両方からいろいろな話を聞く機会に恵まれ、また、司法研修所の教官経験者として、多くの弁護士の方から採用した新人弁護士に関する評価をうかがう機会にも恵まれた。

結論的にいえば、彼らに対する評価は決して悪くない。「事件に熱心に取り組む」、「調査能力も優れている」、「口頭での表現能力は、自分たちが弁護士になったときと比べて数段高い」などの声が多かっ

た。ただし、その一方で、「起案能力が欠けている」、「文章が下手だ」、「民法や刑法などの基礎的な理解力が不足している」などの厳しい評価も決して少なくなかった。さらに、もっと法科大学院で事実認定や法文書作成などの実務に直結するトレーニングを積んできたのかと思っていたら、ほとんど経験していないと知らされて愕然とした、といった趣旨の感想も少なからずあった。

実は、事実認定能力や起案能力に関する不安は、 法科大学院出身の新司法試験合格者自身が痛感している点にほかならない。東京弁護士会に配属された 新司法修習生に対するアンケート結果を見ると、 弁護実務修習のカリキュラムに対する要望として、 「民事も刑事も研修所形式の白表紙による起案を 実施して欲しい」、「最終準備書面や弁論要旨を起案 する機会を弁護士会で設けてほしい」、「個別修習 だけでは、起案の回数が足りない」といった点を あげる修習生が非常に多い。

3 法科大学院における実務教育

そして、彼らに法科大学院での履修内容を尋ねて みると、民事事件の訴状、準備書面、刑事事件の 論告要旨、弁論要旨などを実際に起案した経験の ある人はきわめて少ないのも特徴的である。

これまでの司法研修所における前期修習では, これらの法文書を起案させたり, 交互尋問や模擬 接見などの実務的なカリキュラムを実施して, 実務 への架橋的役割をそれなりに担っていたといえる。 これに対し,前述したように,新しい法曹養成制度 のもとでは,従来の前期修習レベルの法教育は, 法科大学院で実施すべきこととされている。

では、現状はどうであろうか。私は、昨年度から 都内の法科大学院で教えているが、カリキュラム上 は、民事・刑事実務演習、民事・刑事模擬裁判、 要件事実と事実認定、ロイヤリングなどの実務基礎 科目が用意されている。しかしながら、残念なこと に、これらの科目を積極的に履修しようとする学生 の数は決して多くはない。その原因は、修習生と 法科大学院生の立場の決定的な違い, すなわち, 司法試験に合格しているか否かにあると思われる。 法科大学院の学生にしてみると, 仮に実務系の科目 に興味があったとしても、まず司法試験に合格する ことが先決である。1年遅れればそれだけ経済的に も窮することになる。しかも3回という受験回数の 制限もある。したがって、どうしても司法試験突破 に直結する勉強を優先せざるをえなくなってしまう のである。現場で学生に接していると、理想論を 説くのは容易であるが、彼らを責めることはとても できないように思える。

ただし、悲観的な話ばかりではない。法科大学院では、法曹倫理が必修科目となっているが、弁護士のあるべき姿や、ライフスタイルなど、経験談を盛り込んだ講義に熱心に耳を傾ける姿も多い。

このような法科大学院における教育のプラス、マイナス両面を踏まえ、弁護士会として、将来の 実務法曹の養成を見据えた実務修習をどのように 実施していくかが、今まさに問われていると言え よう。

報告-2



1 はじめに

昨年末の新規登録弁護士 (新60期) は法科大学 院第1期生 (既修者) であり,司法修習が1年間に 短縮された最初の世代である。そのような新しい法 曹養成制度によって誕生した彼らは,従前の制度下 の新規登録弁護士と異なるところがあるのか? 旧 (現行)司法試験の弊害といわれたものを克服して いるのか,はたまた合格者増員による質の低下が発 生しているのか?

私は修習委員として新60期の幹事を務め、また 新60期の新規登録弁護士を採用したため、本来で あればそのような体験をふまえて、法曹養成制度 の変革期における修習制度の在り方、といったテ ーマへの展開をすべきであろうが、なにぶん初め ての勤務弁護士採用のため従前との比較の視点も 持ち合わせておらず、そのようなご期待には沿え そうにない。

私にとって新60期の新規登録弁護士は期の近い 後輩であり、修習(特に分野別修習における弁護修 習) に望むものはそのまま修習幹事としての自らの 改善点であるから、そのような等身大の視点から若 干の感想を述べたいと思う。

2 観察結果

冒頭に述べたように新60期の新規登録弁護士は新しい法曹養成制度によって誕生したものであるが、そのような法曹養成制度の変革は法曹(弁護士)の質の低下を招くものであってはならないと言われるところである。私も本稿のテーマを与えられてからの数週間、周囲の新規登録弁護士を採用した複数の弁護士に「質は低下しているか」という観点からの観察結果を尋ね歩いてみた。観察基準は「法曹の質研究会」(日弁連法務研究財団)の報告書にある「司法研修所を出た時点の弁護士にとって最低限必要な能力とスキル」(①人格・識見の要素、②法実務に関する要素、③法創造・立法に関する要素)である。

しかしながら、概して①乃至③のいずれの点においても、いくつか弱点として指摘されたものはあったものの、概ね問題となるような事例は聞き及ばなかった。むしろ、②法実務に関する要素に関連した各種リサーチ能力・手法に長けているとの評価が多く、これは法科大学院での訓練の成果ではないかと推測される。弱点として多く指摘されたのは「諦めが早い」ということであり、これは先輩弁護士の指導のもと具体的な案件で依頼者と接して悩み、経験を重ねるうちに成長していくものであると思われる

が, その意味では現在の修習制度の影響が少なからず見られるとも考えられる。

3 現在の弁護修習 (分野別及び選択型実務修習)

新修習では全体期間の短縮により、分野別修習 (従来の実務修習) は各分野2か月間毎となり、後 期集合修習と交互に選択型実務修習が実施されてい る。分野別の弁護修習では、従来より実施されてき た弁護士会主催の合同修習を極力減少させて、個別 指導担当弁護士による指導への影響を最少限度にと どめようと努力しているが、それでも絶対的な時間 の不足は如何ともし難いところであり、反面で合同 修習を担当する修習幹事としては修習生との人間的 な「付き合い」の場が殆ど無くなってしまったこと は残念である(現行修習では実施されている模擬裁 判で苦楽をともにした修習生とはその後も定期的に 親睦会が開催されているが、現在の新修習ではその ような機会を持つことは困難である)。

また、選択型実務修習は、基本的に三庁会がそれぞれに作成したプログラムを修習生が選択により受講するものであるが、修習生の傾向としては、今や難関となった二回試験を念頭に置いているためか裁判所や検察庁のプログラムの選択希望が多い(今秋実施予定の新61期では更にその傾向が顕著なようである)。

このような現状を総じてみると,現在の修習制度において修習生が弁護士と接触し,そのマイン

ドに触れる機会が大きく減少しているように思われ,このことが前述の「諦めの早さ」などに影響を与えている可能性も否定できないのではないかと感じられる。

4 広義の法曹養成

自分自身を振り返ってみると、修習時代に個別指 導担当の先生に議論にお付き合いいただいたこと や、登録後にボス弁の背中を見ながら教えを請うた ことが現在の弁護士としての中核を形作っていると 感じている。

もしも修習における上記のような先輩弁護士との 人間関係の時間的・質的な希薄化傾向が強まってい くとすれば、また、もしも新規登録弁護士の就職難 といわれる状況が継続して「仕方なく」即独立開業 を余儀なくされてOJT (オン・ザ・ジョブ・トレー ニング)を受けられない者が増加していくとしたら、 質の低下は現実のものとなってしまうのではなかろ うか。

このように考えるとき,新規登録後の弁護士会による研修制度の充実などを修習と連続したものとして捉えた(知識やスキルのみならず先輩弁護士との人的な交流を実現するような)広義の法曹養成制度構築の必要性とともに,採用問題の重要性を我がものとして感じるところである。そして,特に弁護修習における先輩弁護士(個別指導担当弁護士,修習幹事)との人間関係の重要性を改めて認識するところである。